

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年2月8日現在

福島県		出荷制限	措取制限		
原乳		1市4町2村 ^{※1}	—		
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		1市4町2村 ^{※2}	1市4町2村 ^{※2}		
結球性葉菜類 (キャベツ等)					
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)					
カブ					
原木シイタケ(露地栽培)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村		
原木シイタケ(施設栽培)		川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)	—		
原木ナメコ(露地栽培)		相馬市、いわき市	—		
キノコ類 (野生のものに限る。)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 会津若松市(ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 会津美里町(ナメコ、ムキタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 只見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 柳津町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 三島町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。) 昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。)	南相馬市 いわき市 楢葉町(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※3} に基づき管理されるマツタケを除く。)		
タケノコ		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—		
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)		川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)	—		
ウド(野生のものに限る。)		須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村	—		
クサソテツ(こごみ)		福島市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、葛尾村	—		
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)		南相馬市、二本松市、大玉村	—		
コシアブラ		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—		
コシアブラ(野生のものに限る。)		西会津町、只見町	—		
ゼンマイ		二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—		
ゼンマイ(野生のものに限る。)		広野町、大玉村	—		
ウワバミソウ(野生のものに限る。)		須賀川市、国見町	—		
タラノメ(野生のものに限る。)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—		
フキ		葛尾村	—		
フキ(野生のものに限る。)		桑折町、楢葉町、天栄村	—		
フキノトウ(野生のものに限る。)		福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—		
ワラビ		南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—		
ワラビ(野生のものに限る。)		福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市	—		
ウメ		南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—		
ユズ		福島市 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—		
クリ		南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—		
キウイフルーツ		南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—		
米(平成23年産)		福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—		
米(平成24年産)		※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(平成25年産)		※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(平成26年産)		※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(平成27年産)		※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(平成28年産)		※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(平成29年産)		※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(平成30年産)		※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(平成31年産)(2019年産)		※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(令和2年産)		※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
米(令和3年産)		※13(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)			
ヤマメ(養殖を除く。)		猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)及び酸川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)		
ウゲイ		真野川(支流を含む。)	—		
ウナギ		福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—		
アユ(養殖を除く。)		真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	—		
イワナ(養殖を除く。)		福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。)	—		
コイ(養殖を除く。)		秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)	—		
フナ(養殖を除く。)		秋元湖及び秋元湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—		
クロソイ		最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特有の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—		
牛の肉 ^{※14}		南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—		
イノシシの肉		全域	6市10町4村 ^{※15}		
カルガモの肉		全域	—		
キジの肉		全域	—		
クマの肉		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—		
ノウサギの肉		全域	—		
ヤマドリの肉		全域	—		

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

*※小・中学校の学年区分は、令和4年3月31日付で示すより遡及された場合に区分に限る。また、同規則(平成25年5月7日付け指示)により設定された避難区域に限る。又、同規則(平成25年5月7日付け指示)により設定された避難区域に限る。

※**非接触式放射能測定装置を用いた(スクリーニング検査を行なう)スクリーニング(レベルⅡ)のものは出荷等が可能**。) 江戸川区(平成25年3月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び鶴尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

*非破壊式放射能測定装置を用いてスクリーニング検査を行い、スクリーニング検査のものには出荷等が可能。

森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、254林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートルの内側を除く。), 南相馬市[、福島第一原子力発電所から半径20キロメートルの内側を除く。], 原町区[、高岡字屋上原、原町区高岡字屋上原、原町区馬場字原山、原町区馬場字薬師原、原町区片倉字行津及び原町区原田字庄和田城並びに市内宮城郡磐谷森林管理署204林班から208林班まで、208林班の一部、209林班から209林班まで及び210林班の区域を除く。], 福島市[（旧福岛市）渡利、小倉寺及び南向合字を除く。], 旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川村、旧松川町、旧水原村及び旧立子村の区域に限る。], 伊達市[（旧日館町）関ノ下、佐藤川町、川向及び錦谷ノ腰に限る。]及び月舘町日館[（旧日館町）清水、川原、清波、平、宮内、前田、福川原、糸下子及び日根原に限る。]に限る。), 旧堀田村[（本村、北、東、西及び新堀に限る。）], 旧堀田村[（栗原山、大隈閣（寺施）、温泉、松平、久保、柳原、里ヶ丘、山ノ口、宝木坂、笠石及び上ノ台）限る。], 芦川町新田及び家原町[（谷合に限る。）], 旧石臼村[（上保原村、亘山老舗、白山小手村及び日當原村、栗川町八幡に限る。）], 本松市[（旧川治村）川治及び米沢に限る。], 旧下村[（小浜川町、旧小浜町、旧浜木村、旧戸沢村、旧石臼村、新殿村、旧太田村[（若代町）及び大田村[（区域に限る。）], 本宮市[（旧白岩村、旧木沢村[（白沢村）及び旧宮本町の区域に限る。）], 桑折町[（旧半田村及び旧疊合村の区域に限る。）], 郡山市[（旧富久山町の区域に限る。）]

富成村、旧稻田町、旧小国村及び旧日置町の区域に限る。)、宮本市(旧白水村の区域に限る。)、川俣町(山鹿座並びに町内国有林福島森森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、柏葉町、川内村及び飯舘村(長尼並びに町内国有林整備林森林管理署2304林班、2305林班から2312林班までを除く区域に限る。)

る)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川俣町(平成25年8月3日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、及ぶ飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

*8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、猪苗町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*9 横浜市相模原市(平成24年3月10日付)指針により定められた居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)川崎市(平成25年5月10日付)指針により定められた居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)川崎市(平成25年5月10日付)指針により定められた居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)横浜市(平成25年5月10日付)指針により定められた居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)横浜市(平成25年5月10日付)指針により定められた居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)

区域を除く区域に限る)。」大熊町・平成24年11月30日付下げ指示により設定されたは廃道困難区域を除く区域に限る)、「浪江町・平成25年3月1日付下げ指示により設定されたは廃道困難区域を除く区域に限る)、」双葉町・平成25年5月1日付下げ指示により設定されたは廃道困難区域を除く区域に限る)、「いわき市・平成25年3月1日付下げ指示により設定されたは廃道困難区域を除く区域に限る)、「岩手県・平成26年4月15日付下げ指示により設定されたは廃道困難区域を除く区域に限る)、「宮城県・平成26年4月15日付下げ指示により設定されたは廃道困難区域を除く区域に限る)、「福島県・平成26年4月15日付下げ指示により設定されたは廃道困難区域を除く区域に限る)。

※10 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指解除準備区域に限る)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)

※1 桜井町(平成25年1月1日付)は、いのち輝くまち創成川地区を除く(区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る)、浪江町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))。

*11 福島県大熊町(平成24年1月30日付け指しにより設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指しにより設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

*12 令和元年 8月6日 平成24年4月1日 3月30日19時 指示により、福島県沖地震(震度4)で、東北地方を震源とする地震による津波が想定される場合に備え、東北地方の沿岸部に於ける船舶航行規制を実施する。また、船舶航行規制を実施する場合に、船舶航行規制を実施する区域を除く区域に於ける、外洋航行(平成23年5月3日より平成24年5月3日まで)における船舶航行規制を実施する。
※13 福島県大船郡(平成24年1月10日付け)指⽰により設定された福島遠隔困難区画(平成29年9月11日より)に認定された特定復興再生拠点区域を除く。除く。双葉郡(平成25年5月7日付け)指⽰により設定された福島遠隔困難区画(平成29年9月15日より)に認定された特定復興再生拠点区域。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年2月8日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町を除く)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町 気仙沼市(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※1} に基づき管理されるマツタケを除く。)
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市
	ゼンマイ(野生のものに限る)	丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	山形市
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、茨城町、城里町、大子町
水産物	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町
	こしあぶら(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉市(ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷が可能。

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年2月8日現在

福島県		出荷制限
クサツツ(こごみ)	H24.5.9～: 福島市、猪折町 H24.6.1～: 相馬市、伊達市、西郷町、三春町 H24.6.2～: 川俣町 H24.6.7～: 田村市 H24.5.7～R3.4.9解除: 古殿町 H24.3.10～R3.9.10～部解除: 二本松市、大玉村(被曝されるクサツツは出荷制限の対象から除く。) H24.4.30～: 那山市 H24.5.7～: 横葉町、東郷村 H24.5.10～: 庄原町	
クサツツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H26.4.24～H29.9.11解除: 会津美里町 H27.4.30～: 南相馬市	
コシアブラ	H24.4.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 那山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町 H24.5.10～: 伊達市、西郷町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H24.5.14～: 福島市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～: 猪折町、猪苗代町 H24.5.17～: 那山市、土塙原村 H24.5.14～: 遠野町 H24.5.10～: 相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、喜多方市 H24.5.20～: 三島町、川内村 H24.5.22～: 遠川町、庄原町 H24.5.28～: 本宮市、田村市、小野町、吹町、金峰坂下町、玉川村、平田村、中条村 H24.5.29～: 三春町 H24.5.29～: 那山市 H24.5.3～: 金典若林村、磐石町 H24.5.5～: 金山町 H24.5.7～: 喜多方市 H24.5.10～: 駒ヶ根村 H24.5.28～: 西会津町 H24.5.6～: 及見町 H24.5.2～: いわき市、二本松市 H24.5.10～: 南相馬市 H24.5.24～: 川俣町 H24.5.31～: 南相馬市 H24.5.14～: 横葉町、東郷村 H24.5.16～: 福島市 H24.5.20～: 川内村 H24.5.70～: 那山市 H24.5.14～: 田村市	
コシアブラ (野生のものに限る。)	H24.4.28～: 西会津町 H24.5.6～: 及見町 H24.5.2～: いわき市、二本松市 H24.5.10～: 南相馬市 H24.5.24～: 川俣町 H24.5.31～: 南相馬市 H24.5.14～: 横葉町、東郷村 H24.5.16～: 福島市 H24.5.20～: 川内村 H24.5.70～: 那山市 H24.5.14～: 田村市	
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H24.5.14～: 庄原町、大玉村 H24.5.24～: 福島市、西郷町 H24.5.10～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～: 福島市 H24.5.7～: 那山市、白河市、塙町、西郷町 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.14～: 川俣町 H24.5.25～: 南相馬市 H24.5.14～: 庄原町、鶴川町、東郷村 H24.5.19～: 二本松市、古殿町、喜多方市 H24.5.20～: 二本松市、古殿町、喜多方市 H24.5.28～: 本宮市、喜多方市 H24.5.6～: 駒ヶ根村 H24.5.10～: 田村市 H24.5.8～: 駒石町 H24.5.10～: 田村市 H24.5.14～: 猪苗代町 H24.5.2～: 北塙原村	
タラノメ (野生のものに限る。)	H24.5.26～: 東郷村 H24.5.19～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～: 福島市 H24.5.7～: 那山市、白河市、塙町、西郷町 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.14～: 川俣町 H24.5.25～: 南相馬市 H24.5.14～: 庄原町、鶴川町、東郷村 H24.5.19～: 二本松市、古殿町、喜多方市 H24.5.20～: 二本松市、古殿町、喜多方市 H24.5.28～: 本宮市、喜多方市 H24.5.6～: 駒ヶ根村 H24.5.10～: 田村市 H24.5.8～: 駒石町 H24.5.10～: 田村市 H24.5.14～: 猪苗代町 H24.5.2～: 北塙原村	
フキ	H24.5.26～: 東郷村 H24.5.19～: 天栄村	
フキ(野生のものに限る。)	H24.4.9～: 福島市、川内町、相馬市、広野町 H24.4.9～H31.2.27解除: 田村市 H24.4.10～: 伊達市、桑折町、西郷町 H24.4.11～: 横葉町、東郷村 H24.2.25～: 南相馬市 H24.1.20～: 本宮市	
ワラビ	H24.5.10～R2.3.10～部解除: 伊達市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H28.8.1～部解除: いわき市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.5.17～: 川俣町 H24.5.17～H27.5.15～部解除: 喜多方市 H24.5.17～H28.8.2～部解除: 福島市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H24.5.17～: 南相馬市 H24.5.11～: 駒石町 H24.5.20～: 桑折町 H24.5.14～: 東郷町 H24.5.14～: 庄原町 H24.5.14～: 庄原町、大玉村 H24.5.14～: 庄原町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H23.6.2～H25.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.6.6～H24.3.30付け指示により設定された帰還困難区域に除く。 H23.6.6～H22.1.3解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域を除く。) H24.6.6～H25.10.21解除: 国見町 H23.6.6～H24.7.11解除: 相馬市	
ウメ	H24.8.29～: 福島市 H24.8.29～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.10.14～H27.1.29解除: いわき市 H23.10.14～H28.3.17解除: 桑折町 H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市 H23.8.29～H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.6.6～H24.7.11解除: 福島市 H23.6.6～H24.7.11解除: 相馬市	
ユズ	H24.8.29～: 福島市 H24.8.29～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H24.1.10～H27.1.29解除: いわき市 H23.10.14～H28.3.17解除: 桑折町 H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市 H23.8.29～H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.6.6～H24.7.11解除: 福島市 H23.6.6～H24.7.11解除: 相馬市	
クリ	H24.9.20～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.9.20～R3.8.24解除: 伊達市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H24.9.26～H27.1.23解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市 H23.12.3～H26.11.17解除: 相馬市	
キウイフルーツ	H24.12.9～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に除く。) H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域を除く。) H23.12.9～H30.1.13解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠岳、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域を除く。) H23.12.9～H26.3.13～部解除: 福島市(旧大畠村の区域に限る。)	
小豆	H25.1.4～H25.11.7～部解除: 福島市(旧大畠村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧大畠村の区域に限る。)	
種類	H24.11.15～H25.11.7～部解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧大畠村の区域に限る。)	
大豆	H24.12.25～H26.3.13～部解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 都市市(旧野谷村の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～部解除: 桑折町(旧連崎町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.1.4～H25.8.9～部解除: 二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.1.4～H26.8.9～部解除: 桑折町(旧連崎町の区域に限る。) ～H26.10.7解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.2.18～H25.7.10～部解除: 福島市(旧立子山村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.5～H25.7.10～部解除: 福島市(旧立子山村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.25～H25.7.10～部解除: 福島市(旧麻塚村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧麻塚村の区域に限る。) H25.1.4～H25.5.17～部解除: 伊達市(旧塙木村及び旧富野村の区域に限る。) ～H26.10.7解除: 伊達市(旧塙木村及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.10～部解除: 福島市(旧野谷村及び旧平野村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 福島市(旧野谷村及び旧平野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.17～部解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.12.18～H27.6.23～部解除: 南相馬市(旧田村の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.6.23～部解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) ～H28.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。)	
穀類 米(平成29年度)	H23.11.17～: 福島市(旧小国町の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市(旧小国町及び旧月輪町の区域に限る。) H24.12.5～: 福島市(旧福島市の区域に限る。) ～H26.12.26～: 二本松市(旧波川村の区域に限る。) ～H26.12.26～: 伊達市(旧桂沢村及び旧富野村の区域に限る。) ～H26.12.26～: 伊達市(旧田村町の区域に限る。) ～H26.12.26～: 伊達市(旧塙木村の区域に限る。)	

* [] の箇所は、出荷制限の対象。

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年2月8日現在

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年2月8日現在

山形県		出荷制限	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		R4.1.8~: 山形市。	
肉 カマの肉		H24.5.10~H26.3.17~一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)	
秋田県		出荷制限	
原乳		H23.3.23~4.10解除: 全域	
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市	
	カキナ	H23.3.21~4.17解除: 全域	
	バセリ	H23.3.23~4.17解除: 全域	
	タケノコ	H24.4.6~H29.9.6解除: 潮来市 H24.4.6~H27.4.17解除: つくばみらい市 H24.4.13~H29.6.8解除: 利根町 H24.4.13~H27.4.17解除: 守谷市 H24.4.13~H27.4.24解除: 取手市 H24.4.13~H27.10.2解除: 石岡市 H24.4.13~H28.1.14解除: 龍ヶ崎市 H24.4.13~H28.9.21解除: 茅野町 H24.4.6~H27.2.4解除: 小美玉市 H24.4.19~H29.12.9解除: ひたちなか市 H24.4.19~R24.10.22解除: 銚田市 H24.4.19~H27.9.11解除: 東海村 H24.4.26~R3.12.17解除: 北茨城市 H24.4.26~H30.11.28解除: 大洗町	
		H23.10.14~: 鹿嶋市	
	原本シタケ(露地栽培)	H23.10.14~H29.6.22~一部解除: 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14~H30.7.10~一部解除: 小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14~H30.12.13~一部解除: 土浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.10~: 茅崎町、西郷町	
	コシアブラ	H24.4.6~: 守谷市(つくばみらい市) H24.5.10~: 白立市、常陸太田市(野生のものに限る。) H26.5.28~: 埼玉町(野生のものに限る。)	
	キノコ類(野生のものに限る。)	R1.5.15~: 石岡市、霞ヶ浦市、北茨城市、笠間市、行方市、大洗町(野生のものに限る。) R1.12.3~: 高萩市、北茨城市、稲里町 R2.11.16~: 日立市、常陸太田市、笠間市、大字町 R2.12.25~: 石岡市、つくば市 R2.12.10~: 水戸市、茅崎町	
水産物	イシガレイ	H24.7.5~H27.10.2解除: 最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5~H26.5.28解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	スズキ	H24.4.17~H28.1.14解除: 最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	シロメハイル	H24.4.13~H27.0.2解除: 最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ニベ	H24.4.17~H26.5.14解除: 最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.11.9~H26.11.20解除: 最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H24.4.17~H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H24.8.30解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	コモンカスペ	H24.6.1~H27.10.2解除: 最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線 上福島茨城県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	アメリカナマズ(稚鰈を除く。)	H24.4.17~R3.5.19解除: 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
	ギンブナ(稚鰈を除く。)	H24.4.17~H27.3.24解除: 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
	ウナギ	H24.5.7~H26.1.30解除: 霞ヶ浦、北浦(内川)、茨城県内の那珂川(支流を含む。) H26.5.11~: 茨城県内の利根川のうち大堀の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)	
肉	イノシシの肉	R23.12.2~H23.12.1~一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)*	
その他	茶	H23.6.2~H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2~H24.10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、猿町 H23.6.2~H24.4.9解除: 大子町 H23.6.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2~H24.6.5解除: 銚田市 H23.6.2~H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2~H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2~H24.10.05解除: 茅ヶ崎 H23.6.2~H24.11.10解除: つくば市 H23.6.2~H25.4.3解除: 牛久市 H23.6.2~H25.5.29解除: 壬生市 H23.6.2~H25.6.17解除: 小美玉市	
	木	H23.12.2~H23.12.1~一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される木の肉を除く。)*	
	樹木	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塩谷町	
	ホウレンソウ	H23.3.21~4.27解除: 全域	
	カキナ	H23.2.19~4.14解除: 全域	
		H24.2.5~H26.2.22~一部解除: 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.19~H30.6.1~一部解除: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~: 境谷町、茅崎町	
		H24.4.10~H30.3.28~一部解除: 高根沢町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H27.7.4~一部解除: 芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H27.8.5~一部解除: 宇都宮市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H28.5.18~一部解除: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~H28.5.18~一部解除: 善益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~H27.2.20~一部解除: 善益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H28.5.18~一部解除: 善益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	原本シタケ(露地栽培)	H24.4.12~H30.3.28~一部解除: 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H27.8.5~一部解除: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H27.9.11~一部解除: つくば市	
		H24.4.12~H28.5.29解除: 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
	原木シタケ(施設栽培)	H24.4.12~H28.5.29解除: 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
	原木クリタケ(露地栽培)	H24.4.12~H28.5.29解除: 霞ヶ浦、北浦(内川)、茨城県内の那珂川(支流を含む。) H24.4.12~H28.5.29解除: 霞ヶ浦、北浦(内川)、茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
	原木ナメコ(露地栽培)	H24.4.12~H28.5.29解除: 霞ヶ浦、北浦(内川)、茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.3.14~H27.8.7~一部解除: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	タケノコ	H24.3.14~H27.8.7~一部解除: 那須塩原市、茅崎町	
	クサチテツ(ごみ)(野生のものに限る。)	H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 那須塩原市、茅崎町	
		H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 大田原市、那須町、茂木町	
	コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 大田原市、那須町、茂木町	
	サンショウ(野生のものに限る。)	H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 大田原市、那須町、茂木町	
	タケノコ	H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 大田原市、那須町、茅崎町	
		H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 日光市、大田原市	
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 日光市、茅崎町	
	タラノメ(野生のものに限る。)	H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 高根沢町、市貞町	
	ワラビ(野生のものに限る。)	H24.4.1~H27.8.7~一部解除: 大田原市、那須町、日光市	
	クリ	H24.9.14~H30.2.28解除: 那須町 H24.9.14~H29.3.1解除: 那須塩原市	

卷之三

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年2月8日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.25解除: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） H25.3.30～H27.2.23解除: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.23解除: 大戸川（支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.23解除: 荒井川（支流を含む。）及び桜木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。）
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除: 全域
肉	イノシシの肉	H23.1.22～H23.12.28一部解除: 全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
	シカの肉	H23.1.22～H23.12.28：全域
その他 茶		H23.7.8～H24.6.1解除: 桜木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～：沼田市、東吾妻町、猪苗代町 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：安中市 H24.10.28～：長野原町 H24.11.19～：みなかみ町 R3.12.19～：みなかみ町、中之条町、高崎町、片品村、川場村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	前橋市(旧富士見町に限る。)、沼田市(旧吾妻村に限る。)、藤岡市(旧藤原市に限る。)、みなかみ町(旧勝多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、片品村及び川場村 前橋市(旧富士見町に限る。)、高崎市(旧金洲村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧安川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	H30.5.7～：前橋市(旧平成15年6月31日時点のもの) H30.5.7～：市町村付帯平成15年6月31日時点のもの
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薩根川（支流を含む。） H24.4.27～H25.4.25解除: 小中川（支流を含む。）及び桜木本川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.6～H24.8.26解除: 萩原川のうち川田橋の上流（支流を含む。） H24.8.6～H25.6.26解除: 薩根川（支流を含む。） H25.3.12～H30.1.29解除: 薩根川（支流を含む。）
	イノシシの肉	H24.10.10～：全城
肉	クマの肉	H24.8.10～：全城
	シカの肉	H24.4.14～：全城
その他 茶	ヤマドリの肉	H23.1.23～：全城
	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 桜木市 H23.6.30～H25.6.7解除: 渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.19～：越生町、桶川市 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.29～：増山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 印西市、香取市、多古町
	シンジギク、チングサンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 印西市
	バセリ	H23.4.4～4.22解除: 印西市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 印西市
農産物	タケノコ	H24.4.5～H25.5.22解除: 市原市、木更津市 H24.4.6～H28.1.14解除: 宮原町 H24.4.6～H28.9.21解除: 我孫子市 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.5.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：我孫子市 H23.10.11～H26.10.4一部解除: 船橋市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.18～：我孫子市 H23.12.22～H28.10.4一部解除: 佐倉市 H24.2.22～H28.1.25一部解除: 日西市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H28.3.19一部解除: 山武市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11～H28.3.19一部解除: 富津市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11～H28.3.19一部解除: 山武市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11～H28.3.19一部解除: 船橋市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11～H28.3.19一部解除: 船橋市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11～H28.3.19一部解除: 船橋市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	原本シイタケ(施設栽培)	H24.5.10～H28.3.19一部解除: 山武市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.10～H28.3.19一部解除: 富津市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.10～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.10～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.10～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.10～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.10～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.10～H28.3.19一部解除: 千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原本シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	ギンブナ	H24.7.10～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）、「手賀川（支流を含む。）」、「手賀川（支流を含む。）」、「手賀川（支流を含む。）」
水産物	コイ	H25.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）、「手賀川（支流を含む。）」、「手賀川（支流を含む。）」
	ワナギ	H25.11.2～：千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛新水鏡及び印旛水門の上流、西綿用木第一揚水機場の下流、八筋川、冬田溝並びに豊田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	H24.4.15.8～H28.1.18一部解除: 全城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	茶	H23.2.2～H24.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他 茶		H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.2～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爽川町、清川村 H23.6.23～10.25解除: 相模原市 H23.6.27～11.25解除: 中井町 H23.6.2～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H22.9.3～：魚沼市、津南町 H30.5.21～：南魚沼市、湯沢町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新潟田舎、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、粟ヶ崎町、赤堀町、阿賀町、出雲崎町、加茂町、河内町、刈羽村、関川村 H24.1.5～H2.10.22一部解除: 月日町市、上越市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。） H24.11.5～H30.10.26一部解除: 福島市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物		H24.8.20～：輕井沢町、御代田町 H24.10.1～：小鹿町、賣伏村（マツタケを除く。） H24.10.1～H27.1.20解除: 小海町、南牧村、南箕輪村（マツタケに限る。） H24.10.1～H27.1.20解除: 佐久市（マツタケを除く。） H24.10.1～H27.1.20解除: 小諸市（マツタケに限る。） H25.10.1～H27.1.20解除: 小諸市（マツタケに限る。） H25.10.1～H27.1.20解除: 佐久市（マツタケに限る。） H25.10.1～H27.1.20解除: 佐久市（マツタケに限る。）
	キノコ類(野生のものに限る。)	
	コシアブラ	H24.8.21～：御代田町、輕井沢町 H24.8.28～：中野市、野沢温泉村 H24.8.28～：木曽平村 H24.8.28～：木曽平村 H24.8.28～：木曽平村 H24.8.28～：木曽平村 H24.8.28～：木曽平村 H24.8.28～：木曽平村 H24.8.28～：木曽平村
	シカの肉	H24.12.7～H25.1.27一部解除: 富士見町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H24.10.3～：富士宮市、富士市 H24.10.7～：裾野市

*■■■■■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和4年2月8日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<p>・ H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)	<p>・ H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
野菜	<p>・ H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>・ H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
原木シイタケ(露地)	<p>・ H23.4.13～飯館村</p>
キノコ類(野生のものに限る。)	<p>・ H23.9.6～棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>・ H23.9.15～R3.9.10一部解: いわき市、棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)</p> <p>・ H23.9.20～R3.9.10一部解: 南相馬市(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚</p> <p>H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。)</p> <p>H24.3.28～新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉</p> <p>H23.11.9～相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※ [] の箇所は摂取制限の対象